

## 仕 様 書

### 1 件名

令和 5 年度 キャラクターを活用したマナー啓発ビジュアル制作及び PR グッズ制作委託

### 2 委託期間

令和 5 年 11 月 6 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

### 3 事業目的

東京都は東京都観光産業振興実行プランで掲げる「PRIME 観光都市・東京」の実現を図り、訪都旅行者数を増大させるため、国内外に向けて「旅行地としての東京」の魅力を印象づけるための取組を実施している。

本事業では、平成 26 年度に定めた「東京のブランディング戦略」に基づき、東京の魅力を国内外に PR するためのアイコンとキャッチフレーズ「Tokyo Tokyo Old meets New」（以下「アイコン」という。）を活用しキャラクターとコラボレーションをしたマナー啓発ビジュアル及び PR グッズの制作を行う。マナー啓発ビジュアルは訪都外国人旅行客向けの日本の習慣とマナーの啓発を目的とし、PR グッズは国内イベント等での活用を通してマナー啓発の発信をすることを目的に制作する。

### 4 全体運営

#### (1) 実施コンセプト

東京都は世界に選ばれる「旅行地としての東京」を強く印象づける「東京ブランド」の確立に向け、下記「東京のブランディング戦略」のとおり、ブランディング戦略を策定した。本事業の実施にあたっては、これに基づき「伝統と革新が交差しながら、常に新しいスタイルを生み出すことで、多様な楽しさを約束する街」をコンセプトとし、アイコンにこめられたメッセージを深く理解の上、事業の企画・実施にあたること。なお、アイコンとキャッチフレーズについては以下を参照すること。

【東京のブランディング戦略】

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/plan/tourism/plan/branding/>

【アイコンとキャッチフレーズについて】

[https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/04/28/07\\_01.html](https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/04/28/07_01.html)

【Tokyo Tokyo 公式 WEB サイト】

<https://tokyotokyo.jp/>

#### (2) クリエイティブディレクターによる監修

上記ブランディング戦略の観点から、東京都が指定するクリエイティブディレクターがデザイン及び制作の監修・確認を行う。事業の実施にあたり、受託者はクリエイティブディレクターと密接に連携しながら事業を進めること。

### 5 委託内容

#### (1) 全般について

ア 本事業で活用するキャラクターとはハローキティ（以下「キャラクター」という。）である。

イ キャラクターの著作権元との契約（ロイヤリティ含む）は、本契約には含まないこ

ととする。

- ウ 受託者は、東京の魅力が的確に伝わるよう、次項5（2）以降に記載の委託内容をすべて企画・実施すること。
- エ 受託者は下記委託内容に記載の各事業の進行過程を含む納品までのスケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）の承認を得ること。
- オ 業務の詳細について TCVB と協議の上決定し、進捗状況を綿密に TCVB に報告すること。
- カ 事業の実施にあたっては、東京の観光産業全体の振興に資するよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で実施すること。
- キ 関係者との調整等、許諾に要する一切の調整業務を行うこと。
- ク 制作に係る一切の経費は、全て事業費に含むこと。
- ケ 制作が遅延なく行われるようスケジュール管理をすること。なお、やむを得ない理由で延滞が想定される場合には、事前に TCVB に報告し、調整を図ること。

## （2）キャラクターを活用した啓発ビジュアルの制作業務

### ア 概要

文化・習慣の違いから生じる外国人旅行者と都民との間の心理的距離や摩擦の緩和に向け、東京での過ごし方や習慣・マナーへの理解を促し、トラブルなく滞在を楽しんでもらうための啓発ビジュアルを作成すること。

啓発ビジュアルの作成にあたっては、ハローキティのイラストを有効活用した興味を惹き、視覚的にも理解しやすいイラストを用いるとともに、受け取り手となる外国人旅行者にとって押し付けとならず、実践してもらいやすい内容・項目にて設計すること。

### イ 要件

#### （ア） ターゲットおよび対応言語

##### a. ターゲット

訪都外国人旅行者

##### b. 言語

日本語・英語・中国語（簡体字・繁体字）・韓国語

言語の記載の仕方についてはビジュアルのデザインと合わせて提案すること。

#### （イ） 内容について

a. 訪都外国人旅行者に東京での過ごし方や習慣・マナーの啓発を行うにあたり、外国人旅行者の行動特性や滞在における課題の分析を行い、啓発する内容（ポーズ）として 9 種提案すること。啓発する内容については、TCVB と協議の上、決定することとする。

b. 啓発する内容と合わせてビジュアルのデザイン（コピーの開発も含む）・レイアウトをすること。

c. ビジュアルは啓発内容の 9 種が 1 枚になったデザインは必須で制作することとし、マナー啓発場面に応じていくつかの内容を抜粋したデザインも必要に応じて制作すること。

d. 制作したビジュアルの掲出先など、ビジュアルの活用シーンについても合わせて提案をすること。

- e. 啓発内容については、訪都外国人旅行者に押し付けるのではなく、「**Respect Local**」の気持ちで実践してもらいやすい表現とすること。

(ウ) キャラクターのデザインについて

- a. 啓発内容ごとにキャラクターを配置しデザインすること。
- b. キャラクターのデザインは、事業者決定後キャラクターの著作権元と打ち合わせの上、著作権元デザイナーがオリジナルで描き起こしを行う。
- c. 描き起こしされたキャラクターデータの支給は打ち合わせから 6 週間程度を想定すること。
- d. キャラクターデータ支給後レイアウトを再度調整すること。
- e. 提案時は、キャラクターのポージング、表情、衣装、啓発内容を補足的に説明するモノ（「手を洗う」を表現するのに蛇口など）のラフ案及びビジュアルのレイアウトを制作すること。
- f. ビジュアルのレイアウト等キャラクターを含むものについては、TCVB 通して著作権元に確認を行うこととする。
- g. ビジュアルのレイアウト、デザイン、内容については、TCVB、著作権元の承認を得ること。
- h. ビジュアル完成後、媒体への掲出等によるリサイズの必要が発生した場合は対応すること。

ウ その他

- ・事業者決定後、速やかに TCVB を交えて著作権元とのオリエンを実施すること。
- ・イラストの描き起こしには、オリエンから 1 か月半程度想定すること。
- ・納品後、リサイズの必要が出てきた場合は対応すること。

(3) キャラクターを活用した PR グッズの制作業務

ア 概要

「3 事業目的」及びアイコンコンセプトを踏まえ、国内イベント等での活用を通してキャラクターを活用しマナー啓発を促すための PR グッズを制作すること。制作する PR グッズはスーツケースタグとし、5 (2) で制作したビジュアルを掲載する Web サイトへのリンクを QR コードにして配布するものとする。

イ コンセプト

制作する PR グッズはハローキティのイラストのデザインを付けたスーツケースタグとすること。スーツケースタグは 5 (2) で制作するマナー啓発ビジュアルを掲載した Web ページに遷移する QR コードを付し、グッズを通じて啓発内容の理解を促す。

ウ 要件

(ア) スーツケースタグについて

a. 素材と数量

- ・素材：カラー（4C）印刷ができ、耐久性のあるスーツケースタグにふさわしい素材で、環境に配慮した素材（エコマーク認定基準を満たす素材等）を提案すること。
- ・数量：2,000 個
- ・本体サイズ：縦 120mm×横 70mm 程度
- ・ストラップ部：100mm ～200mm 程度

- b. 東京都グリーン購入ガイドについて  
制作物においては、東京都グリーン購入ガイド 2023 年度版（本文）、「23. 普及・啓発等に係る環境配慮」項目の「ノベルティ等提供物の調達」部分を参照し、記載のある素材で提案する場合は、規定を準拠すること。  
[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy\\_others/tokyo\\_green/tokyo\\_green.html](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy_others/tokyo_green/tokyo_green.html)
- c. スーツケースタグについて
- ・スーツケースタグの片面は、名前や住所などの情報が見える面とすること。
  - ・名前や住所などを記載できる紙はあらかじめ入れること。
  - ・スーツケースタグの片面はデザイン面とし、支給するキャラクターデザインをカラー印刷すること。ただし、カラー印刷以外の方法でよりグッズが魅力的になる場合は、提案すること。
  - ・スーツケースタグに記載するメッセージ等についてもデザイン含め提案すること。
- d. キャラクターのデザインについて
- ・キャラクターのデザインは、事業者決定後キャラクターの著作権元と打ち合わせの上、著作権元デザイナーがオリジナルで描き起こしを行う。
  - ・描き起こしされたキャラクターデータの支給は打ち合わせから2か月程度を想定すること。
  - ・キャラクターデータ支給後レイアウトを再度調整すること。
  - ・提案時は、キャラクターのポージング、表情、衣装のラフ案及びスーツケースタグのデザイン・レイアウトを制作すること。
  - ・5（2）で制作するビジュアルとトンマナを合わせたデザインとする。
  - ・レイアウト等キャラクターを含むものについては、TCVB 通して著作権元に確認を行うこととする。
  - ・デザイン、内容については、製造工程前に TCVB、著作権元の承認を得ること。
- e. QR コードについて
- （2）で制作するビジュアルを格納した Web サイトへのリンクを QR コードにしスーツケースタグに付すること。QR コードの印刷については、スーツケースタグにどのように印字するかは提案すること。
- f. その他
- ・キャラクターイラストは、契約締結後に TCVB より支給する。
  - ・レイアウトについては TCVB、著作権元の承認を経て製造工程に進むこと。
  - ・校正は3回程度想定すること。
  - ・スーツケースタグはひとつずつ紙の個袋に入れた状態で納品すること。
  - ・納品先は都内3か所程度を想定すること。
  - ・スーツケースタグ製造に関わる製造コストについては、TCVB から求めがあった場合、証票を提出すること。

（4）LP 制作における Web サイトデザインの制作について

- ア （2）で制作したビジュアルを格納するためのランディングページ（以下「LP」という。）の Web サイトのデザイン、ワイヤーフレーム、説明、サイト掲出のバナ

ーデザインについて日・英で制作し、TCVBの承認を経て納品すること。

イ LPはTokyo Tokyo Webサイトに格納するものとするが、LPの制作について本事業については含めないこととすること。

## 6 完了報告と契約代金の支払い

### (1) 事業実施報告

履行期限までに、以下の仕様にて事業完了報告書を提出すること。

- ・仕様：A4版縦、横書きカラー、MSワード又はMSパワーポイント
- ・電子データはメールにて提出のこと。

※目次、体裁等はTCVBと協議のうえ決定する。

### (2) 成果物

- ア デザインデータ（入稿データ）
- イ スーツケースタグ完成品
- ウ その他、提案事項による成果物 一式

### (3) 委託完了届

契約代金の支払いについては、別紙1「委託完了届」の提出、委託完了後に一括で行うものとする。

## 7 第三者委託の禁止

本委託事業は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書により、TCVBと協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

## 8 制作物に関する権利の帰属

本件委託により発生する成果物の著作権等の取扱いについては、仕様書別紙2「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」『14 著作権等の取扱い』に定めるところによる。

## 9 委託事項の遵守・守秘義務

- (1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

## 10 個人情報の保護

- (1) 別紙2「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」に定められた事項を遵守すること。
- (2) 本事業において保護すべき「個人情報」とは、本事業を遂行するためにTCVBが収集・保管する情報のうち以下の事項をいう。
  - ・本事業の遂行にあたって入手した関係者の氏名・連絡先・メールアドレスなど
- (3) 本事業実施にあたり、TCVBに承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、別紙2「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。
  - ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用するISMS適合性評価

制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証

イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

1 1 その他

- (1) 仕様書にない条件については、両者協議の上、決定する。
- (2) その他条件が変更となることがある。その場合、両者協議の上、変更する。
- (3) TCVB は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

<連絡先>

公益財団法人東京観光財団 観光事業部  
東京都新宿区山吹町3 4 6 番地 6 日新ビル 6 階  
電話番号：03-5579-2683